

## 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人新星会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員への報酬等は、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第5条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 前条(1)から(3)に規定する職務については、当該職務1回につき3,000円を支給する。
- (2) 前条(4)及び(5)に規定する職務については、社会福祉法人新星会旅費規定を準用し、施設長の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)に掲げる費用弁償については、当該役員又は評議員の旅費請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、第4条(1)から(3)の職務に係る費用弁償は支給しない。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。